



収入印紙
(記載金額
にかかわらず
200円)

保証契約書

岡山市（以下「甲」という。）と契約保証人_____

（以下「乙」という。）とは、次の条項により保証契約を締結する。

第1条 乙は、次の契約（この保証契約の締結後、当該契約が変更された場合は、変更後の契約をいう。）について、派遣元がその債務を履行しないときは、派遣元に代わって完了させるものとする。

(1) 件名 令和6年執行県知事選挙における事務労働者派遣業務（単価契約）

(2) 就業場所 別紙仕様書のとおり

(3) 組織単位 岡山市選挙管理委員会事務局（事務局長）

(4) 派遣期間 令和6年10月8日から令和6年11月29日まで

(5) 休日 別紙仕様書のとおり

(6) 就業時間 別紙仕様書のとおり

(7) 派遣人数 別紙仕様書のとおり

(8) 契約額 通常勤務単価 1人1時間あたり 円

（消費税及び地方消費税を除く。）

割増単価 1人の勤務時間が1日8時間を超えるとき、又は1週につき40時間を超えるときは、超えた時間は超過勤務とし、超過勤務に対する派遣単価（以下「割増単価」という。）は、通常勤務単価に100分の125を乗じた額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。

深夜単価 午後10時から翌朝午前5時までの勤務は深夜勤務とし、深夜単価（通常勤務単価について100分の25を乗じた額（1円未満の端数は切り捨てる。））を加算する。

(9) 予定時間

(1) 通常勤務 15, 606時間00分以内

(2) 超過勤務 5, 331時間00分以内

(3) うち深夜勤務 200時間00分以内

(10) 派遣元

第2条 乙は、派遣元が前条の契約による債務を履行しない場合に生ずる遅延損害金、違約金その他の損害金を派遣元と連帯して支払うものとする。

第3条 甲は、派遣元が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し、業務を完了することを請求することができる。

(1) 契約期間内又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がなく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項の請求があった場合における派遣元及び乙に係る契約代金債権の帰属は、次のとおりとする。

(1) 派遣元が履行した部分に係る契約代金債権は、派遣元に帰属する。

(2) 乙が履行した部分に係る契約代金債権は、乙に帰属する。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市選挙管理委員会事務局
局長 石井敏郎

Ⓜ

契約保証人 乙

Ⓜ

労働者派遣事業許可番号 派